

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された営利を目的としない団体です。

高齢者自身にとって、センターを通じた就業は、現役職業生活引退後において充実した生活を実現するための有力な選択肢であり、地域社会の活性化、医療費や介護給付費の削減などに貢献しています。

令和5年（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっていますが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要があります。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はありません。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対し、形式的に個人事業主であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念され、センターにとって新たな税負担はまさに運営上の死活問題です。

よって、国におかれましては、下記の事項を確実に実現されますよう強く要望します。

記

消費税制度においては小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を講じられること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月17日

福岡県那珂川市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
経済産業大臣 様
厚生労働大臣 様